**小規模保育事業用**

にじいろルーム　重要事項説明書

　保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、　　　　　次のとおりです。

**１　事業者の運営主体**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 特定非営利活動法人　あおい糸 |
| 事業者の所在地 | 埼玉県富士見市羽沢2-5-48 |
| 事業者の電話番号　　ＦＡＸ | 049-293-1910  049-293-1911 |
| 代表者氏名 | 山本　明彦 |
| 定款の目的に定めた　事業 | 1. 障害福祉サービス事業 2. 市町村地域生活支援事業 3. 相談支援に関する事業 4. 障害児者の移送に関する事業 5. 介護保険法による介護サービス及び介護予防サービス事業 6. 介護職員初任者研修事業 7. 介護保険法及び健康保険法による訪問看護事業 8. 保育事業　　保育所の経営 9. 葬祭にかかわる事業 |

**2 事業の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 小規模保育事業B型 | | |
| 名称 | にじいろルーム | | |
| 所在地 | 〒354-0021  埼玉県富士見市鶴瀬東1-11-29アークメゾンⅡ２階 | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | TEL　049－293-8425　　　　FAX　049-293-8426 | | |
| 責任者氏名 | 尾﨑　幸枝 | | |
| 開設年月日 | 令和７年４月１日 | | |
| 利用定員（年齢別） | 1歳児 | ２歳児 |  |
| 4人 | ５人 |  |
| 取扱う保育事業 | 延長保育　障がい児保育 | | |

**３　施設・設備の概要　※別添可**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | | なし | |
| 園舎 | 構造 | 鉄骨造　　２階建ての１階部分 | |
| 延床面積 | 延床面積99.96　　　㎡ | |
| 施設設備の数と面積 | 乳児室 | 1室 | 10.00㎡ |
| ほふく室 | 室 | ㎡ |
| 保育室 | 2室 | 46.65㎡ |
| 遊戯室 | 室 | ㎡ |
| 調理室 | 1室 | 8.58㎡ |
| 調乳室 | 室 | ㎡ |
| 幼児用トイレ | 1個 | 8.58㎡ |
| 設備の種類 | | 冷暖房等 | |
| 屋外遊戯場（園庭） | | 屋外遊戯場（代替場所　鶴瀬東1丁目公園・なしくぼ公園等） | |

**４　事業の目的、運営方針**

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | にじいろルーム（以下「当園」という。）は、特定地域型保育事業所（小規模保育事業A型）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定地域型保育を提供することを目的とする。 |
| 運営方針 | １当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。  ２　当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定地域型保育を提供するよう努める。  ３　当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 |

**５　職員体制**

|  |  |
| --- | --- |
| 園長（施設長） | １人 |
| 保育士 | ４人（常勤：３人・非常勤　１人） |
| 調理員 | １人（常勤：１人） |

**６　保育を提供する日**

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日から土曜日まで |
| 休所日 | 日曜・祝日・年末年始 |

**７　保育を提供する時間**

（１）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前7時30分から午後6時30分まで |
| 土曜日 | 午前7時30分から午後6時30分まで |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前7時30分から午後6時30分まで |
| 土曜日の保育時間（　11時間） | 午前7時30分から午後6時30分まで |
| 延長保育時間 | 午後6時30分から午後7時30分まで(土曜日なし) |

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（８時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 土曜日の保育時間（８時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 延長保育時間 | 午後4時30分から午後7時30分まで |

**８　利用料金**

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料（利用者負担） | 保護者が居住する市町村が定める利用料 |
| 延長保育料 | 単発（1.2歳児）300円/１回  月額（1.2歳児）2.500円  ※電車遅延の場合は、延長保育料は発生しません。 |
| その他料金 | 傷害保険料100円/月 |

**※支払い金額：利用料　　　　　円＋その他料金　100　円/月**

**９　支払方法**月の利用料（月額延長料含む）

|  |
| --- |
| 《口座振込払の場合》**支払期日　15日　（当月分）　例：4月15日支払い（4月保育料）**  **振込名　お子さんの氏名**  **埼玉りそな銀行　鶴瀬支店　普通　口座番号　4424116　（特非）あおい糸**  《自動引き落としの場合》**毎月4日になります。**  ＊単発延長料：現金払い（翌月初め5日以内） |

**10　提供する保育の内容**

|  |
| --- |
| 児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。  ・アレルギー・宗教食の対応方法について:調理スタッフ及び保育スタッフが2重でチェックを行う。  ・食事は、食生活に必要な基本的な習慣や態度を見に付ける |

＜毎日の保育の流れ＞

|  |  |
| --- | --- |
| 時間 | 乳児 |
| 7:30 | 保育標準時間（11時間）開始  順次登園 |
| 8:30  9:00 | 保育短時間（８時間）開始  順次登園  おやつ  遊び（室内外）・散歩 |
| 11:00 | 食事  （年齢によって前後します） |
| 12:00 | お昼寝  （年齢によって前後します） |
| 12:30  15:00 | 午睡  目覚め・おやつ |
| 16:30  18:30  19:30 | 保育短時間終了  保育標準時間終了  閉園 |

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある鶴瀬東1丁目公園などにお散歩に行きます。

＜保育計画（年間）＞

|  |  |
| --- | --- |
| クラス | 保　育　計　画 |
| １歳児 | 思いや欲求を身振りや言葉で伝え、保育者や、友達と関わりを持てるように保育を行う。 |
| ２歳児 | 生活に必要な身の回りのことに興味を持って自分で出来るように補助していく。友達との関わりを楽しめるように補助していく。 |
| その他(年間行事)  (子どものみ参加) | ・こどもの日・七夕・プール・夏まつり・遠足・ハロウィン  ・クリスマス会・餅つき・豆まき・誕生日等  ※詳しくは別紙にて記載があります |

**11　給食等について**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提供内容 | | | |
| 午前  おやつ | 給食 | | 午後  手作りおやつ |
| 主食 | 副食 |
| １歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| ２歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

＜給食の提供にあたって＞

|  |
| --- |
| ・自園調理  ・献立表の提供  ・食育の取り組み　　など行います |

＜アレルギー対応について＞

当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

|  |
| --- |
| ・アレルギー対応  ・生活管理指導表の提出、除去食の提供　　など |

**12　保護者に用意していただくもの**

（１）入園時（登園時）に必要なもの

|  |
| --- |
| ・緊急時引き渡しカード  ・児童票  ・個人データ表  ・保育経過記録  ・児童の健康や体調を確認するもの等（母子手帳直近健診欄コピー） |
| ・マイナンバー(マイナポータル上の子どもの保険者情報のコピー)  ・乳幼児医療受給者証コピー  ・シーツ（袋状、幅約75㎝×長さ約125㎝）(敷布団はルームの物を使用)  ・タオルケット（季節によって毛布を使用）  ・着替え（1・2歳は上下分かれている物）5組  ・沐浴用フェイスタオル　1枚  **※すべての持ち物に大きくはっきりと記名をお願いします。** |

（２）毎日持参していただく物

|  |
| --- |
| ・通園かばん（手提げ袋）  ・衣服の汚れ物入れ用の袋 |

（３）服装について

|  |
| --- |
| ・動きやすく、着脱しやすい服装  ※背中にボタンの無い物  ・ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けるように　　　　してください。（危険防止のため）  ・足のサイズにあった運動しやすい運動靴で登園して下さい  (転倒防止のため)  ・サンダル・ブーツでの登園は控えて下さい。 |

**13　登園・降園について**

・登降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ・登降園は契約時間をお守りください。  ・当日に欠席、又は登降園が9時を過ぎる場合は、電話でご連絡ください。  ・緊急の場合で、お迎え時間を変更する場合や、単発で延長保育を利用する場合には  　電話でご連絡ください。  ・車でのお迎えは、駅前コインパーキングをご利用ください。  ・電車での遅延の場合は、ご連絡ください。その際の延長料金は発生いたしません。 |

**14　保育園と保護者との連携について**

|  |
| --- |
| 保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。  ・連絡帳  ・あおい糸ホームページ  ・ハイチーズシステム　　など |

**15　健康診断、健康管理について**

（１）健康診断

定期健康診断を実施しています。

|  |
| --- |
| 園児健康診断　全園児　2回/年  歯科健診　　　全園児　1回/年 |

（２）健康管理、病気のときの対応

|  |
| --- |
| ・検温（午睡後、体が熱いと感じられた時）  ・発熱時の対応：37.5度を基本とし、他症状（咳・鼻水・下痢・機嫌が悪い等）の有無により、連絡の必要性があると判断した場合はお迎えの要請をさせて頂きます。また、発熱がなくとも咳・鼻水・下痢等の症状で生活に支障が出ている場合にもお迎えの要請をさせて頂くことがありますのでご了承ください。  ・「登園届」「意見書」について  医師の判断を仰ぐ。完治後感染症の種類により、医師又は保護者が所定の書類に記入し、登園時に提出してください。 |

**16　感染症対策について**

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

|  |
| --- |
| ・園での予防対策  ・感染者の隔離、職員の手洗いの徹底、マスク、使い捨てグローブ着用、  直ちに保護者へ連絡、迅速なお迎え要請。  ・発生した場合の連絡（掲示板、お知らせ配信、口頭等） |

**17　緊急時における対応**

　　保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、まず保護者に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

　　保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 警察署 | 東入間警察署　〒356-0056ふじみ野市うれし野1-4-1  ℡049-269-0110 |
| 消防署 | 入間東部地区消防組合　〒356-0058ふじみ野市大井中央1-1-19 TEL 049-261-6000(代)　FAX 049-261-4395 |
| 富士見市 | 子ども未来部保育課049-251-2711 |

**18　非常災害時の対策**

　　非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、**毎月１回**以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施していきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 大石　樹莉亜 |
| 消防計画届出年月日 | 入間東部消防署　令和4年6月8日 |
| 避難訓練 | **避難訓練の内容**：消防法および、消防法施行令の法令順守の精神に基づき、つるせつくしっこルーム利用者および職員、その他の関係者・住人における防火・防災業務について、消防計画に必要な事項を定め、火災、その他の災害から利用者の生命、身体及び財産を保護し、予防及び人命の安全並びに災害の防止を図る。さまざまな災害（地震、火災、風水害等）を想定し、屋内外避難、避難場所への誘導、災害時の所持品の使用方法などを訓練する。  回数：年12回 |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、火災報知器 |

**19　地域防災拠点、広域避難場所**

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域防災拠点 | 第１順位 中央図書館２階 鶴馬1873-1 049-252-5825  第２順位 市民文化会館マルチホール 鶴馬1803-1 049-268-7788  第３順位 市民総合体育館ロビー 鶴馬1887-1 049-251-5555  なお、本庁舎、代替場所ともに使用不能となった場合は、他の公共施設に災害対策本部を設置する。 |
| 広域避難場所 | 第1避難　鶴瀬公民館　富士見市羽沢3-23-10　049-251-1140  一時避難　鶴瀬東1丁目公園　富士見市鶴瀬東1丁目4-10 |
| その他 | 県、市及び防災関係機関が実施する訓練  災害予防責任者（市長）は、災害対策基本法第48 条に基づき、総合防災訓練を適宜実施し、県、市、自衛隊、防災関連機関、自主防災組織、市民等の参加により、応急対策活動の習熟、組織間の連携体制の確立・強化を図る。  訓練としては以下のような内容を実施する。  ① 避難勧告及び避難指示等を円滑に行うための訓練  ② 幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害時要援護者の避難に配慮した訓練  ③ 迅速な職員参集のための非常参集訓練  ④ 情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練  ⑤ 初歩的な救出・救護を行うための訓練  ⑥ 非常時に必要な水の確保や炊き出し、配布の要領などを習得する訓練  ⑦ 防災資機材（災害用井戸等）の取扱い方法等について習得する訓練  ⑧ ゲーム的な要素を取り入れ、誰でも参加しやすい手法で災害時の対応策を考える  図上訓練  (2) 事業所、自主防災組織等が実施する訓練  災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。  ① 保育園、幼稚園、小学校、中学校等における訓練  市は施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するように啓発する。施設管理者は、 幼児、児童及び生徒等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に とどめるため、避難訓練を実施する。 |

**20　嘱託医**

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 宮沢クリニック |
| 医　院　長　名 | 宮沢一彦 |
| 所　　在　　地 | 富士見市西みずほ台1－20－4－203 |
| 電　話　番　号 | 049－251－9165 |

**21　嘱託歯科医**

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 医療法人社団　秀芳会　コスモス歯科 |
| 医　院　長　名 | 植村　繁夫 |
| 所　　在　　地 | ふじみ野市上福岡3－12－11 |
| 電　話　番　号 | 049－266－1875 |

**22　業務の質の評価について**

|  |  |
| --- | --- |
| 小規模保育事業の　　自己評価 | 実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回自己評価を実施 |

**23　連携施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 連携施設の種類 | 幼稚園 |
| 名称 | 銀の鈴幼稚園 |
| 所在地 | 富士見市鶴馬3561 |
| 連携協力の概要 | 乳幼児卒園後の受け入れ |

|  |  |
| --- | --- |
| 連携施設の種類 | 幼保連携型認定こども園 |
| 名称 | 谷津幼稚園 |
| 所在地 | 富士見市鶴馬3561 |
| 連携協力の概要 | 乳幼児卒園後の受け入れ |

**24　賠償責任保険の加入状況**

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| ①保険の種類 | 賠償責任保険 |
| 保険の内容 | 損害保険ジャパン株式会社 |
| 保険金額 | （法人が負担します。） |
| ②保険の種類 | 傷害総合保険 |
| 保険の内容 | 損害保険ジャパン株式会社 |
| 保険金額 | 月額　100円（個人負担となります） |

**25　苦情相談窓口**

　　要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当事業所  相談窓口 | ・窓口担当者：斎藤　輝二　　［職名］法令遵守責任者  ・利用時間：9：00～17：00  ・電話番号：　法人℡番号　049-293-1910  法人FAX番号　049-293-1911 | |
| ・法人苦情解決責任者　山本　明彦  ［職名］リスクマネジメント委員会責任者 | |
| 第三者委員 | 片山　優美子  (精神保健福祉士) | ℡　090-5329-2957 |
| 長野大学勤務 |
| 山本　栄一  (社会福祉士) | ℡　080-5525-3831 |
| 埼玉県社会福祉事業団皆光園勤務 |

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

**26　ハラスメントについて**

　　　現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1. カスタマーハラスメントを含む各種ハラスメント、その他著しい迷惑行為が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。
2. ハラスメントと判断された場合には、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

＜契約を解除する場合の一例＞

・身体的暴力：

殴る、蹴る、叩く、物を投げつける、物を振り回す、刃物等危険物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、殴りかかろうとする等

・精神的暴力：

怒鳴る、奇声や大声を発する、執拗な叱責、侮辱的発言（「バカ」「アホ」等）、外見の揶揄（「デブ」「ハゲ」「ブス」等）、名誉棄損や人格否定（「無能」「役立たず」「仕事を辞めろ」等）、直接的な暴力を予告する発言（「殺すぞ」等）、気に入っている職員以外への批判的な言動、威圧的な態度で文句を言い続ける、反社会勢力との関係をほのめかす発言等

・セクシュアルハラスメント：

必要もなく職員の手や腕・体を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な発言、卑猥な言動、無関係に体を露出する、職員の衣服に手を入れる、交際や性的関係の強要、職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為等

　　・その他：

　　過度な要望、利用者や家族に対して特別待遇や便宜を図るように求める等

**27　地域の育児支援について**

|  |
| --- |
| 子育て相談を受け付けます。 |

**28 その他保護者に説明すべき事項**

・時間の遵守

・お迎え者の変更

**※保護者お休み時：お休み又は、短時間保育のお預かり（土曜除く）**

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

　　保育園名：にじいろルーム

　　所在地　：埼玉県富士見市鶴瀬東1-11-29　アークメゾンⅡ　２階

　　電話番号：049-293-8425

　　　説明者職名：施設長

　　　　　　　　氏名　尾﨑　幸枝

私は、書面に基づいてにじいろルームの利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

　　　　　年　　　月　　　日

保護者住所：

フリガナ

児童氏名：

保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　印（署名でも可）

児童から見た続柄：

電話番号　　父

　　　　　　母